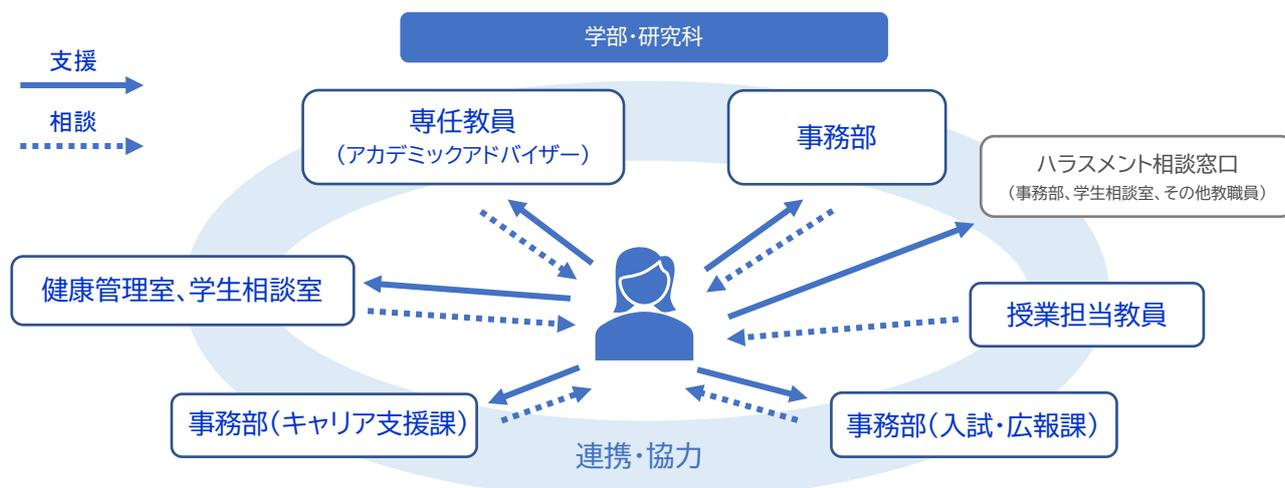


障がい学生支援(合理的配慮)

■ 基本方針

「名古屋音楽大学における障がい学生支援に関するガイドライン」に基づき、在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に修学の機会が得られるよう努めるとともに、未来を志向する芸術性豊かな人間性を養うことができるよう機会の確保に努めます。

■ 支援・相談体制



■ 支援の流れ

1. 問い合わせ・相談

いずれかの相談窓口へご相談ください。

- ①事務部（1番窓口／TEL：052-411-1129）
- ②健康管理室および学生相談室
- ③アカデミックアドバイザー
- ④事務部（キャリア支援課）
- ⑤事務部（入試・広報課）

2. 聴き取り・面談

事務部等による聴き取りや面談で、個々のニーズに合わせた支援内容を決定します。
支援内容や決定過程に不服がある場合は、不服申し立てを行うことも可能です。

3. 支援開始

内容に応じて、環境改善や授業担当教員等に配慮事項の周知を行います。

4. フォローアップ

学期毎に各々の状況を再確認し、必要に応じて支援内容の見直しを行います。

万が一、正当な理由の無い不当な差別的扱いを受けたと感じた場合は、ハラスメント相談窓口にご相談をしてください。

■ 支援事例

身体的障害	座席位置の配慮、講義の録音許可、資料配布、板書文字の大きさ、声の大きさ、試験演奏順の配慮等
発達障害 精神障害	途中退室の許可、座席位置の配慮、板書撮影の許可、グループワークの参加方法、別室受験対応等

※各々の障がいに応じて支援内容を決定するため、必ずしも上記事例の支援が行われるとは限りません。
また、目標や公平性を損なうような評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は行いません。

■ お問い合わせ先

名古屋音楽大学 事務部（学生生活）1 番窓口 TEL : 052-411-1129

本ガイドラインは、名古屋音楽大学（以下「本学」という）における障がいのある学生に関わる修学支援について定めるものである。

1. 基本方針

本学は、「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別解消の推進に関する対応方針（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）」にのっとり、本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に修学の機会が得られるよう努めるとともに、未来を志向する芸術性豊かな人間性を養うことができるよう機会の確保に努める。

また、修学支援の内容については、原則として受験時、入学時、学期始めにおいて大学と本人または保護者が、十分な合意形成・共通理解を図ったうえで決定し、大学から提供するものとする。

なお、成績評価については、障がいのある学生の学習の成果を適切に評価する必要があるため、学生が教育目標を達成していることを柔軟な方法で評価しつつも、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は行わない。

2. 合理的配慮

本学に在籍する障がいのある学生から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある学生の権利利益を侵害することにならないよう、性別および障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という）を行うよう努める。

3. 支援対象

合理的配慮の支援対象者は、原則として以下の者とする。

- ① 障がい者手帳や医師の診断書等の根拠資料がある者
- ② 本人または保護者が支援をうけることを希望し、本学がその必要性を認めた者

4. 相談および支援体制

(1) 障がいのある学生および保護者からの、合理的配慮に関する相談窓口を以下のとおり指定する。

- ① 事務部
- ② 健康管理室および学生相談室
- ③ アカデミックアドバイザー
- ④ 事務部(キャリア支援課)
- ⑤ 事務部(入試・広報課)

(2) 障がいのある学生が、正当な理由の無い不当な差別的扱いを受けたと感じた場合や、決定された支援内容やその決定過程に対して不服がある場合は、苦情の申し出や不服申し立てを行うことができる。

「名古屋音楽大学におけるハラスメント防止などに関する規程」により以下のとおり相談窓口を指定する。申し立て受理後は、第三者的視点から紛争の防止、解決のための調整を行う。

- ① 事務部
- ② 学生相談室
- ③ その他教職員

(3) 前掲の基本方針のもと、障がいのある学生の一人ひとりの合理的配慮の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行う。また、必要に応じて学外の専門機関との連携を図る。

5. 情報公開

本学は、障がいのある本学学生や本学への入学希望者に対して、ガイドライン等をホームページおよびポータルサイトをとおして公開する。

6. ガイドラインの改正

このガイドラインは、社会情勢の変化・技術等が合理的配慮の内容に大きな変化と進展をもたらす場合、必要に応じて学長が改正を行う。